

◇ 手形で支払った寄付金

Q : 当社は10月決算ですが、9月末に12月末日の手形を振り出して町内の神社に寄付をしました。

この寄付金は、手形を振り出した事業年度の寄付金として計算してよいのでしょうか。

A : 手形の決済が行われた日を含む事業年度の寄付金となります。

【解説】

法人税法上、寄付金の支出の時期については、現実に金銭を支払ったときとされ、具体的な取扱いは次のようになっています。

- (1) 将来支払うべき寄付金を未払金に計上した場合……その未払金を現実に支払った日
- (2) 支払った寄付金を仮払金等として経理した場合……現実に支払った日
- (3) 寄付金の支払いのために手形を振り出した場合……その手形が決済された日

このように取り扱われているのは、寄付金はその性格から一方的に金銭等を相手方に給付するものであり、一般的には、寄付をする場合寄付についての契約を結ぶことなく、金銭等を相手方に引き渡した時において寄付があったものと認識され、それが慣行ともなっているところから、税務計算においてもこの一般的な慣行に従うこととされたものと思われま

す。ご質問の場合には、手形を振り出した日を含む事業年度ではなく、手形の決済が行われた日を含む事業年度において寄付金の支出があったものとして取り扱われることとなります。

